

近代イランのワクフ（寄進財）

——公共善と血縁集団——

深 沢 宏

序 言

(17) 近代イランのワクフ（寄進財）

第二次大戦後のイランにおいて、農地改革がいくつかの段階を踏んで実施される前、この国の農地のうち、およそ、一割は王室所有地及び国有地、二割は宗教的・慈善的ワクフ、五割は民間地主の所有地、二割は小農民の所有地であったといわれている。⁽¹⁾これらの地目のうち、ワクフというのとはともアラビア語で、一、或る財が第三者の財産となるのを防止すること、二、財産を特定の公共善のために寄進すること、及びそのように寄進された財産を意味する用語である。いづれにせよ、ワクフと呼ばれる土地制度は、イスラム文化圏に固有の、恐ら

くこの宗教の成立の頃までさかのぼりうる制度として、関連文献においてしばしば言及されているものである。⁽²⁾

イランにおいても、おそくとも一〇世紀以後この制度が広く見られたと思われる。ここでは、王族や富裕な地主が、その私有財産をワクフとして凍結し、その売却・分割・譲渡を禁止する措置を講じたうえで、その収益を以って、彼の子孫の維持、或いは何らかの公共善の実施を意図したこと、ワクフの設定は一六—一八世紀のサファヴィー時代に特に増大し、中でも王家自身が、マシヤッドにあるシーア派第八代の教主^{イマム}レザーの廟、コムにあるその妹ファティマの廟などに多大のワクフを寄進したこと、ワクフの管財人(mutavall)によるその私領

化、設定目的以外へのその流用が繰り返し生じ、イランの諸王朝はそれを防止するためにも、ワクフ財産の登記・監督の措置を繰り返して採らねばならなかったこと、他方で、王朝権力によるワクフ財産の接収と国有地化も繰り返されたが、特に一八世紀アフシャー朝の王ナードル・シャーは、国内のワクフの大規模な国有化を試みたこと、一般に、ワクフは、特別の免税特権を認められない限り、通常の税を課せられたこと、などが明らかにされている。⁽³⁾

しかしながら、近代において国家が組織的にワクフについて規制するようになったのは今世紀に入ってからであった。一九一〇年頃「教育・ワクフ省」が設立されて、政府がワクフ財産の一般的監督に着手した。現王朝になって一九二六年民法典が制定されたが、それはワクフについて「財産の権利放棄を行ない、その財産からの利益を特定の目的のために提供すること」と定義したうえで、二種類のワクフ——一、何らかの公共の利益のために設定された慈善ワクフ、二、設定者の子孫のために信託された財産など、私的的目的のために作られた個人ワクフ——を認めている。さらに民法は、ワクフ設定の条件、

管財人、監査役(Trustee)の任命などについてさまざまな規定を定めている。⁽⁴⁾ 次いで政府は、一九二二年以後不動産登記に関する法を定めたが、一九三二年ワクフの管財人に対してもその登記義務を負わせることになった。⁽⁵⁾

他方で、慈善ワクフの大部分が礼拝堂や廟などに対する寄進であり、従ってそれはイスラム教の僧侶階級の主要な経済的基盤でもあったため、先代国王の時代(一九二五—四一年)、イラン社会の「世俗化」、「近代化」を要求する一部急進的知識人の間で、ワクフ財産の貧農への売却、或いはその国有化による教育への活用などの要求が掲げられ、そのうち後者の要求については政府部局でもこれを検討の課題としたことがあった。また一九四一年都市区域内にあるワクフ財産に限ってこれを市役所の管轄とし、その収益を都市開発のために利用する法律が作られたが、間もなく撤回された。⁽⁶⁾

このように、ワクフは、一般にイランの土地制度の点から見ても、特にイスラム教の経済的基礎の点から見ても、注目に値する制度であると思われるのであるが、上に参照したラムトン女史の著書において、断片的な歴史上の事例、一九二六年の民法典における規定、ごく大ま

(19) 近代イランのワクフ (寄進財)

かな地域的分布が紹介されているだけで、私の知る限り、どの時代についても、この制度を具体的に検討した研究はまだ見られないようである。

私は一九七四年に五カ月ほどイランに滞在したことがあるが、その時の或る日テヘラン市内の小さな古本屋で、珍しい一つの冊子を見つけて購入した。それは、青い立派な表紙をつけ、美しい模様のある紙にペルシア文四五ページ、英文三五ページを印刷したものであり、表紙には、或る人物がP市およびホラーサーン州にある土地財産および不動産を、イランにおけるシーア派イスラム教三大聖地の一つ、S市にある或る教主の聖廟に捧げたワクフ設定書⁽⁷⁾という趣旨のタイトルが記され、裏表紙には英語で同じ意味のことが記されている。ただし、出版所も出版年も示されていない。その内容を一読すると、それは右の人物が、P市の大バーザールの一角にあり、イスラム教関係図書・写本を多数集めていることで有名なM図書館の維持と、ホラーサーン州の或る二つの病院の建築・維持とのために、西暦一九三七年から一九六一年の間に、合計七回にわたって私財をワクフとして設定・寄進したことを示す七通のワクフ設定書とその英訳であ

ることが判った。大変に興味深い文書集であると考え、私は間もなくM図書館を訪れた。そして館長および二、三の館員にお目にかかり、この冊子が非売品として印刷され、これら一連のワクフの関係者に配布されたものであること、これを英訳した人物はかつてP大学において英語を教えた人であること、M図書館に関連する限り、これらのほかにワクフ設定書は存在しないことなどを確かめた。

これらは、私としては初めて見るワクフ設定書であったので、そのすべてが興味深かったのであるが、中でも、これらのワクフが一方では図書館および病院の維持というはっきりと公共善^{II}慈善を目的として設定・寄進されたものでありながら、他方では、何がしかの報酬と共に、その管理権、特に監査権はこれを永久に自分の子孫に掌握させようとする設定者自身の強い意志が見られ、この一見すると矛盾に見える傾向が特に興味を引いた。そこで、これら七通のワクフ設定書について、まずワクフの内容と設定者の意図を明らかにし、次いでその管理・運営の仕方を検討し、そして最後に、一見矛盾に見える右の二つの傾向が必ずしも矛盾ではなかったらしいことを

考察しようと思う。私としては、ここに見られる特徴や傾向は、イランの公共ワクフ、或いは慈善ワクフと呼ばれるものにかかる程度まで共通なものではないかと予想しているが、当面それを確かめることも出来ないのでは、本稿は全くの事例研究以上のものではない。

ただし、この冊子が既に印刷されているものであるとは言え、市販されたものではないこと、関係者の多くは今も存命中であるに違いなないこと、特に宗教行為に関連する事柄を異国の社会科学徒が取扱う場合には努めて慎重でなければならぬことを考慮し、このワクフ群に直接に関連する固有名詞は出来るだけ記さないことにする。

なお、これらの文書の英訳は私にとって甚だ有益であったが、必ずしも直訳とは限らず、かなり意訳している箇所も散見され、それに何故か文書の順序を変更している点もある。いずれにせよ、私は英訳を参照しつつ、出来るだけ原文に即して理解するように心掛けた。またペルシア文字のローマ字表記法は、一般に F. Steingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary*, Second Impression, London, 1930 に依った。

(1) Mohammad Reza Shah Pahlavi, *Mission for My Country*, McGraw-Hill Book Co., 1961, pp. 200—201; D. R. Denman, *The King's Vista, A Land Reform which has changed the Face of Persia*, Berkhamsted, 1973, p. 39.

(2) 原書 H. A. R. Gibb and J. H. Kramers ed., *Shorter Encyclopaedia of Islam*, Leiden, 1974, pp. 624—28.

(3) アン・K・S・ラムトン著 岡崎正孝訳『ペルシアの地主と農民——土地保有と地稅行政の研究——』(岩波書店、一九七六年)二四、六七—九、八六、九七—八、一〇二—三、一一五—一八、一二二—二三、一三五—三六、一五八ページなどを見よ。

(4) 同、二三六—三九ページ。

(5) 同、一八八、一九一ページ。

(6) Amin Banani, *The Modernization of Iran, 1921—1941*, Stanford University Press, 1961, pp. 51, 92, 110, 145.

(7) *Vaqfamehān-ye amlak va mustaghkāt-e……va Khorāsān-e taqdimī-ye in chākar khānehzād-e asīdān-e mald-i-e pasibān……be-'arābe-ye arsh-e daryeh-ye 'aliyah-ye razaye arābīnā fūdh*. 以下 Vaqfameh と略記す。

(21) 近代イランのワクフ (寄進財)

一 ワクフの内容と設定者の意図

七通のワクフ設定書には大体共通の形式がある。第五番目の文書を除く六通は、それぞれの冒頭に「P地区公証人事務所 (daftar-e asnād) に登記されたワクフ設定書」(vaqfāneh-ye shomār……daftar-e asnād-e rasmi……hūzeh……)と書かれ、それに文書番号が記され、P地区だけでも複数の公証人事務所があったと見えて、その番号も示されている。第五番の文書の冒頭には「P地区第七七公証人事務所」とだけ記されて、何故か「ワクフ設定書」という字が欠けている。

次いで、文書の初めの部分に、「公文書登記代書人」(nomāyāndeh-ye sabt-e asnād)の名前で、公証人事務所におけるこの文書の登記の事実、年月日が記され、さらにワクフ設定者 (vaqef) の身元確認後、この文書が自分の面前で登記されたことの証言などが記入され、最後に彼の印判と書かれている。しかし、第二の文書には代書人によるこの前文が示されておらず、また第五の文書では、代書人の証言は末尾に記入されている。

そのあとで、ワクフ設定書の本文が続く。その内容の

精粗は必ずしも一様ではないが、大体の順序は決まっています。ワクフ設定者の氏名、父の名、住所、寄進財産の説明、設定目的、設定・利用条件、管財人 (mutavallī) と監査役 (Eshāh) に関する規定、寄進財の評価額などが記されている。

さて、七通の文書の内容を紹介しよう。七つのワクフを設定した人物はM氏という名の人であり、その父は、カジャール時代(一七九六—一九二五年)の少なくとも後半に、国王によってP市の商人頭 (malek al-tujār) の称号を与えられていた人であった。この商人頭の商活動や経歴について、現在のところあまり詳しく知り得ない。一九世紀末から二〇世紀初めにかけて、国王が財政難を緩和するために、さまざまな経済的利権を次々と外国の商人や機関に売り渡してしまったことがある。そのうち最も悪名高かったものの一つとして、一八九〇年G・F・タルボットという名のイギリス人に対し、一時金一五、〇〇〇ポンドと、純益の二五パーセントを受け取る代りに、イラン国内の煙草の買付・加工・販売・輸出の利権を一切与えてしまった。それが契機となって、イラン全域の主要都市の僧侶や商人が中心となって、有名

な禁煙運動が澎湃として展開され、その結果一八九二年一月国王は、タルボットに対し五〇万ポンドの弁償を払って煙草利権の譲渡を撤回した。この動きはイラン民族運動の黎明とされているものである。この煙草排斥運動において、イラクのカルバラにいたシーア派の大僧正が、全イラン人に対し禁煙令を發布し、それがイラン国内に流布され、大禁煙運動に発展したとされているのであるが、国王政府は、P市の商人頭がこの布告を偽造したのではないかと疑い、一時これを捕えて別の街に追放したことがあった。実際は、大僧正の布告をこの商人頭が受け取り、それをイラン国内の宗教者に渡したのではないかと、と言われている。

いずれにせよ、この商人頭は当時のP市だけではなく、イラン全域の商業や宗教運動にかなり重要な位置を占めていたことは間違いないようである。そしてこの商人頭は、恐らく宗教的関心の甚だ強い人であったと見え、尨大な数のイスラム教関係の図書や写本を蒐集しており、そしてどのようにして入手したのか明らかでないが、ホラーサーン地方にかなり大きな土地財産も持っていたようである。

この商人頭に、少なくとも二人の子息、M氏とN氏がおり、父の財産を相続した。その際P市の大バーザールの一角にあるM図書館とホラーサーン地方の土地財産の一部とを、何故かM氏が単独で相続したのに対し、土地財産の残りと、図書館周辺の多数の店舗とは両人が普通は半分ずつ持ち分を決めて共同で相続したようである。尤も、N氏が単独で相続した財産もあったのであろうが、それについてはこれらの文書は何も述べていない。

さて、冊子に示された七通のワクフ設定書は、何故か理由は明らかでないが、必ずしも年月日の順序に並べられていない。時間の順序から見ると、一、四、三、二、五、六、七となる。また文書七のあとに、ワクフ設定者M氏の手になる二通の短い文書が加えられている。一つは彼の妻のいくつかの異名に関する説明であり、他は、これらのワクフ設定書をまとめて印刷に付し公表することの理由を述べている。この第二の文書については、後でやや詳しく検討する。ここでは、七通のワクフ設定書を年代順に並べ直して、内容を概観しよう。

文書一。イラン曆一三一六年八月六日(西曆一九三七年一〇月二八日)付。寄進財はM氏が父から相続し、現

(23) 近代イランのワクフ (寄進財)

在彼の名義となつてゐるM図書館とそのすべての所蔵本、写本、書道教本、絵画などであり、これをS市にある聖廟付属図書館の分館として寄進するとされている。またこの財産全体の評価額は一〇〇万リアルと記されている。次いで、設定者は「この課題について、いかなる仕方でも変更や修正がなされ得ない拘束的な諸条件」(shurū'at-e zimmn al-'aqdham ke qābil hechgūneh taqhyr va tabdīl na-khwahad bud)として八項目を挙げている。その要点を示そう。一、この建物は何らの変更も交換も受けず、永久に図書館としてのみ使用され、賃貸もされず、また蔵書等も他所に移動されないこと。ただし例外として、設定者だけは、それがこのワクフにとって便利・有利であると考える時に、かかる移動をなし得ること。二、図書館は正規の休日以外は毎日開かれ、館員は、読者が閲覧室において必要とする書物を提供し、読者は閲覧規則を守るべきこと。三、誰も書籍等を図書館外に持ち出し得ないこと。またコーランや祈禱書は非ムスリムに示されないこと。四、挿絵のついた写本や稀観書は誰にでも示されるべきではなく、必要な時には、管財人、館長 (madir) および監査役一名の立ち合いのもとで閲覧さ

れるべきこと。五、稀観書の取扱いについて細心の注意が払われること。閲覧規則を守らない読者は直ちに書物を取り上げられること。六、館内において煙草その他の可燃物の使用は厳禁されること。書庫内でこの禁を破った館員は罷免されること。七、製本を必要とする時も、館内において、管財人、館長、または監査役一名の立ち合いのもとで行なわれること。なお第八番目の条件は、このワクフの管財人および監査役に関する詳しい規定を示しているが、それは後に検討する。以下の文書についても同様である。

文書四。文書一と同じくイラン暦一三一六年八月六日 (西暦一九三七年一〇月二八日) 付。寄進財は、ホラーサーン州サルジャーム地区 (bulak) に散在する八つの村 (qarye) の全部 (shesh dāng) 一農場 (mazra) の一二分の四、恐らくN氏と共有している一村の未分割の半分 (se dang-e mūsha' az shesh dāng) 一つの庭園 (Bāgh) であり、それらに属するすべての既耕地 (mazari) 可耕地 (ābaste) 牧草地 (marāti) 水路 (ābār) 小川 (anhar) それらの用水権 (haqq al-sharab) 丘 (tilā) 山 (jibāl) 樹木 (ashjār) 製粉場 (tavāhn)

庭園、泉 (chashmesār)、近くを流れる四つの川からの用水権、地下水路 (qanvāt)、果樹園 (alang-čanānhā) などと共に、これをM図書館に寄進するとされている。次いでワクフ設定の条件として四項目が示されている。第一は設定者の権利についてであり、これについては後述する。第二に、上の財産から生じる生産物と利益 (amal va 'awā'id) から政府の臨時税と正規税 ('awā'id va mahyāt-e devān) を払い、残った純収益を三等分し、一つは図書館の維持費に向け、二つは、これらの土地財産の中心部に建てられる病院の建築費に当てる。この病院は三〇ベッドを持ち、そのうち一五は、これらの土地財産で働き、医療費を自弁出来ない貧農 (ḥāshā-ye faqir) を無料で收容し、彼らの薬品、食物、医療費はただとする。残り一五のベッドは費用を自弁出来る病人を收容し、その納入金は病院の収入となる。第三に、この病院は、厚生省の承認を得た内科医、外科医、眼科医各一名と、必要な看護婦と職員を雇うほか、二台の救急車を置く。上記土地財産で働く病人、および病院から半径六〇キロメートル以内に居住する病人は、右の救急車によって搬送される。第四に、管財人と監査役たちは、病

院職員の退職準備金として、各職員の給与の五パーセントを差し引いて銀行に預金し、更にそれと同じ額を病院の収入から預金し、一〇年間勤務した職員に対し、右の五パーセントの額の二倍を一時金で支払う。一〇年以内に辞める職員は、二年以上勤務した場合にのみ、右の五パーセントを受け取る。勤務中に死亡した職員については、五年以上勤めた場合に、その遺族は右の五パーセントの二倍の額を支払われる。八年以上勤務して死亡した職員については、右の五パーセントの倍額が支払われるほか、未成年の子供は成人に達するまでワクフの負担で教育を受ける。最後に、この寄進財の価値は一五〇万リアルである。

文書三。イラン暦一三二一年四月二日(西曆一九四二年七月二日)付。これはかなり短かく、かつ簡単であり、M氏が図書館に加えてその敷地をワクフとしたことを示す文書である。これについては評価額は示されていない。

文書二。イラン暦一三三〇年一月二五日(西曆一九五一年四月一五日)付。これはホラーサーン州マシャッド県 (Mashhad) に位置する二〇項目の土地財産と、M図書

(25) 近代イランのワクフ (寄進財)

館周辺の店舗群とを、聖廟に寄進し、その収益を右の図書館の維持費などに当てることを定めたものであり、この寄進財産の価値は一、〇〇〇万リアルと評価されている。印刷一ページにのぼる比較的長文のワクフ設定書である。土地財産と店舗群という二種の財産のうち、まず前者について見る。二〇項目の土地財産のうち、農場全部 (shesh dang-e mazra) というのは一つだけであり、そのほかに、或る庭園のうち未分割の半分 (se dang-e mushā' az baġh) というのが二つあるほかは、残り一七項目はすべて、或る農場のうち未分割の半分 (se dang-e mushā' az shesh dang-e mazra) と記してゐる。このように、特定財産の半分と記されているのは、もう一方の半分が兄弟N氏或いはその子供によって持たれていることを示唆している。またこれらの付属物件として、地下水路、川からの用水権、泉、庭園、製粉場、砦 (qal'e) これは或る場合には農民居住地 ra'iyanehin と共同浴場 hammam と記されたり、或る場合には単に農民居住地と記されている) (abniyah khānehāi-ye ra'iyati, abniyah va sakhtmān-e ra'iyati) などの一部が記されている場合が多い。いずれにせよ、この二〇項

目の土地財産を並べた最後に、「一般に、これら土地財産のすべて、それらの付属物、および水路・小川・大河・灌漑耕地・乾燥耕地・庭園・樹木などのうち、それら (土地財産) の一部として数えられ、見做されているものはすべて、ここに記されていると否にかかわらず (?)、ワクフに含まれる」と記されている。

次いで、図書館周辺の店舗などについては五項目に分けられており、それぞれの家屋番号ないしは登記番号 (pelak) を示し、「六つの店舗の各々の未分割の半分」 (se dang-e mushā' az shesh dang-e har yak az shesh bab dukākin) と示されているのが二項目、一つの店舗の半分というのが一項目、或る建物の四分の一と一〇の店舗というのが一項目、三つの前庭を持つ二階建ての建造物で上下が店舗になっているように思われる建物の半分というのが一項目である。「各店舗の半分」という表現が具体的にどんな意味なのか良く分らないが、恐らくは、その店舗の家賃の半分という意味ではないか、と想像される。

次いで、このワクフからの収益の支出について、ワクフ財産の維持・改良・政府に払う諸税を優先させるべき

ことが記され、その残額の使途について一一項目が挙げられている。一、M氏の父の墓の維持。二、M図書館の書籍や備品の維持・補充。三、右図書館の管財人、監査役、館長、職員の給与を毎月一日に支払うこと。四、毎年純収益の少なくとも五パーセントを書籍と展示室の備品の購入に当てること。五、教祖ムハンマド、その娘フアティーマ、シリア派教主アリー、ハサン、ホサイン、およびレザリーの誕生日にその祝祭を図書館構内で行ない、特に教主レザリーの誕生日には、「僧侶、国の賓客、政府官吏、P市の種々の階級や職業の要人たちを招いて、盛大な祝宴を開くこと」⁽⁹⁾。六、このワクフに含まれた土地財産のうち農場全部が寄進された例が一つだけあることは先述したが、その農場に位置する「チェナーラーン医療事業」(Behedārī-ye razū-ye Chenārān——恐らく先述の病院のことであろう——)、医師・職員の給与、食糧・薬品代などの支出。七、新年の日に図書館職員に対し月給の二割の祝儀。八、モハッラム月の五日間は閉館し、教主アリー、ハサン、ホサインの殉教を弔う儀式を行ない、参列者に茶と煙草を接待すること。九、ワクフ設定者没後の年々の命日の前日に追悼集会を開き、その

際貧者五〇名に夕食を提供すること。一〇、ワクフ設定者の墓の維持。一一、ワクフ設定者の五名の子供のうち二名はワクフの監査役となる(後述)が、他の三名はワクフに関係せず、従ってその収益に参与しないので、これら三名の存命中、一人当り月額五、〇〇〇リアルを支給すること⁽¹⁰⁾。

最後にこの文書には、種々の規定として七項目が定められている。そのうち四項目は管財人と監査役の権利・義務に関するもので、後に検討することにするが、残り三項目の内容を見ると、第一に、図書館職員についても、文書四で示された病院職員に対する退職準備金の規定と大体同じものが定められている。ただ異なる点は、図書館の規定には、管財人と監査役も準備金受領者に含まれていることである。第二に、図書館職員の就業中の事故による死亡と身体障害に対する補償規定が作られており、死亡の場合には、月給の半額を未成年の子供に対してその成人に至るまで支給し、身体障害の場合は、本人の存命中給与の半額を支給するとされる。第三に、図書館職員の不正行為が証明された場合には、彼は直ちに罷免され、退職準備金も失なうこと、および図書館に対

(27) 近代イランのワクフ (寄進財)

し損害を与えた職員はそれを弁償しなければならぬことが決められている。⁽¹¹⁾

文書五。イラン暦一三三一年八月一日(西暦一九五二年一月四日)付。これは総額五〇万リアルと評価された三種の水利権と付属土地財産をワクフとして設定し、ホラーサーン州トルバテ・シェイフ・ジャーム町の全住民をその受益者 (maqude, alaynom) としたものである。寄進された財産は、一、サジャーディエ(恐らく地名)の地下水路とそれに付属する(?)土地・樹木・小川・庭園・砂漠・barari(?)・牧草地・marbaz(?)・山・丘など、二、サジャーディエの地下水路の湧水口から生じ、ジャーム町の近くのカレー・ナウ・ミールザー・ジャッファル(恐らく村の名前)まで流れる水路 (c-khushgekari)、三、ジャーム川の用水権と共に、カレー・ナウ・ミールザー・ジャッファルそのもの、以上の三項目である。⁽¹²⁾

次いでこの文書は、右の財産からの収益の使途について四項目を定めている。一、カレー・ナウ・ミールザー・ジャッファルの地下水路と川のすべての水のうち二二単位 (zouj) は、トルバテ・シェイフ・ジャーム町の

住民の飲用、およびサジャーディエの土地の灌漑用に使うこと。農作物から生ずる収益は税金を払ったのち、トルバテ町における医療事業と、サジャーディエ庭園に建設される予定の病院とに捧げられること。この医療事業と病院が開始されるまでは、右の収入はトルバテ・ジャーム町当局の行なう医療事業に使われ、貧者に対し無料の食糧と薬品を提供すること。二、右の二二単位の水について、貧者向けと富者向け(モタケン)の二種の用水料を定め、水路の維持に当てること。三、カレー・ナウ・ミールザー・ジャッファル村は向う二年間小作 (jâren) に出されているので、ワクフ設定者はこの小作の収入を上記医療事業に回せること。四、財産や水路の改良に必要な出費は他の出費に優先すること。⁽¹³⁾

文書六。イラン暦一三三四年七月五日(西暦一九五五年九月二七日)付。これは、文書四、二、五で示されたワクフの収益が図書館と医療事業のために不十分であったので、新たにマシャッド県にある六項目、八件の土地財産をワクフとしたものであり、この財産の価値は一〇〇万リアルと評価された。六項目の財産のうち四項目は、五つの農場とその地下水路との半分(半分の意味として、

nest-e mushā' az shesh dāng u se dāng-e mushā' az shesh dāng とくう二つの表現を使用しているが、何か違いがあるのか、今の私には分らない)であり、他に、一農場の半分、一農場の半分とその付属地や製粉場、そして、恐らく四本の地下水路の半分とそれに属する物件などが寄進されている。次いで、このワクフからの収益を二等分して、一つはM図書館、他はチェナーラーン医療事業に当てるべきことが定められている。最後に八項目の条件が置かれているが、そのうち五項目は国税納入義務に言及している部分のほかは後に検討される管財人と監査役の権利・責任に関するものであり、他は、一、図書館と医療事業に働く職員は不正行為を行なわない限り、罷免され得ないこと、二、両機関の職員の退職金は文書四の規定通りに支給されるべきこと、三、財産改良の出費が他の支出に優先すべきことを定めている⁽¹⁴⁾。

文書七。イラン曆一三四〇年三月二十七日(西曆一九六一年六月一七日)付。これは、トルバテ・ジャーム町の北方、ヘイラーバードとランガルとの間に位置し、総額五〇万リアルと評価された一五項目の土地財産を以ってワクフを設定し、その収益をチェナーラーンの病院の維

持に当てたものである。一五項目のうち、九項目は、特定農場の半分とだけ記し、一項目は、特定農場全部と地下水路とある。残り五項目は、特定農場の五分の四、二分の一、三分の一、六分の一などであり、そのうち四項目にはそれに地下水路、湧水、川水、製粉所、丘、山、砦などいくつかの付属物が示されている⁽¹⁵⁾。しかし、これら一五項目の土地財産を示した後に、「ヘイラーバード・ジャームから、カレー・ナウ・ミールザー・ジャッファール農地に近接しているランガル・トルバテ・ジャームまでのすべての農地、(上に)言及されているにせよ、時折り言及されていないにせよ、地下水路と既耕地・未耕地、付属の土地標記板から(すべての)付属物、理髮所(ḡanjāghā), 建物等々に至るまで、ワクフに含まれる」と記されているから、水利施設に言及していない土地財産についても、それが存在する場合には、当然ワクフに含まれたものと考えてよい。

次いでこの文書には七項目の条件が規定されているが、そのうち四項目は管財人や監査役に関するものであり、残り三項目は、一、ワクフ財産の維持・補修の出費が優先すべきこと、二、残りの収益はチェナーラーンに建設

(29) 近代イランのワクフ (寄進財)

中の病院の建築費に当て、その後は病院の維持に向けられるべきこと、三、ワクフ財産の交換・売却・入賀・移動は認められないこと、を定めている。⁽¹⁷⁾

こうして、文書三が扱う図書館の敷地を除いて、総額一、四五〇万リアルと評価された財産が、六回にわけてワクフとして設定された。そしてその収益は、これらの財産の維持・改良に向けられるほか、何よりも、P市にあるM図書館の維持とホラーサーン州チェナーランとトルパテ・ジャーム近郊とに建てられる二つの病院の建設と維持に当てられるものとされた。

一般に、イランのワクフは、国王自身が管財人になっている場合を除いて、通常の諸税を負担している。本稿で示された事例でも、文書四、二、五、六は納税義務について述べており、従って、ワクフ設定者が何か免税特権のような私的利益を期待して、自分の私有財産を名目的にワクフに設定した、というわけでは全くない。むしろ、私有財産をワクフとして設定し、その収益、本来ならば自分の収入として取り得る収益の大部分を以って特定の公共善に奉仕しようとするワクフ設定者の非私利的

動機は率直に認めなければならない。実際、文書四において、設定者は「喜んで、偽りなく、全き同意と希求と自由意志から、イスラム教の教えの尊重、イラン国の繁栄、社会への奉仕、学芸の進歩のために、真に合法的に永久のワクフを設定し、永遠に限嗣相続とする」⁽¹⁸⁾と述べている。またM氏は、第七のワクフを設定する数年前に、既設の六つのワクフに関する設定書をまとめて冊子の形で公表する意図を持っていたと思われ、公表の理由(後述)を記した文書(イラン暦一三三六年七月二日、西暦一九五七年九月二四日付)がこの冊子の最後に含まれていることは既に述べた。この文書において彼は、「神とイマーム・レザーを証人として、自分はこの奉仕において、被造物に対する奉仕、義務の遂行、国の人々の福祉以外に他の意図は持たなかったし、持っていない。そして、奉仕の仕方として、断然、二つの分野、すなわち学芸の進歩とより多くの人々の健康の保護とが特に重要だと考えた」⁽²⁰⁾と記している。

こうして公共善に奉仕しようとするワクフ設定者の意図は明白だと言いうるのであろう。

(1) Nikke R. Keddie, *Religion and Rebellion in Iran*,

tashkhis dādam tarāqīe ma'arif va ri'āyate hefz-e
al-sehah-e mardom-e bishar."

二 管財人と監査役

イスラム法の規定では、ワクフには管財人 (*mutavallī*) が置かれなければならないとされ、その際、さまざまなイスラム法学派のうちマールイク派以外は、ワクフ設定者自身が管財人となることを認めている。そしてイラン民法もこれを承認している。他方、この民法では、ワクフ設定者が、管財人の行為を承認し監督させるために、監査役 (*na'ih*) を任命することが出来ると定められている⁽¹⁾。

このような法律の規定に即していることではあるが、本稿が対象としているワクフ設定書で注目される一つの事実は、これらのワクフの管理・運営について、設定者自身とその家族の権利が少なくとも一見すると甚だ強調されていることである。つまり、前節で考察されたように、一方でいわば純粹に公共善を目的としてワクフを設定しつつも、他方でその財産の管理運営を何か公正な第三者、或いは機関に委せてしまうのでは必ずしもなく、

むしろそれを設定者とその家族があくまでも保持しようとする傾向が見られ、その傾向は管財人に比べると監査役について一層著しいように見える。ここでこれを検討しよう。

M 図書館を聖廟付属図書館の分館として寄進したことを示す文書一は、このワクフの管財人と監査役について次のように規定している。一、ワクフ設定者の存命中は排他的に彼自身が管財権を持ち、誰も図書館の出来事に干渉し、或いは彼の行為を批判することは出来ない。図書館を他所に移転することが便利であると思われる時にも、彼だけがかかる移転を実施する権利を有し、その後の管財人はそれを持たない。二、設定者の没後は常に、聖廟の副管財人 (*na'ih al-ta'niyah*) がこの図書館の管財人を兼ねる。三、監査役としては、設定者の二人の娘とその時の最高裁判所検事 (*mudda'i-ye 'umūm-e dewān-e*) とを指名する。四、二人の娘の没後は、それぞれの最年長の子供が一人ずつ、合計二名が監査役となるが、その際、男子は女子に優先し、また年齢と能力の適否が考慮される。同じ年齢の候補者が複数いる時には、抽選によって監査役を決める。五、両家系の男女がすべて消

滅した時には、最高裁判所検事と上記聖廟の副管財人とが監査役となる。六、管財人と監査役の給与は別に決める。⁽²⁾

次いで、右と同時に、一一項目の土地財産を別にワクフとして設定し、その収益を以って図書館と病院の建築・維持とに当てることを定めた文書四では次のように規定している。

一、設定者の存命中は彼が管財人となり、その没後聖廟の管財人がこのワクフの管財人を兼ねる。二、設定者の存命中、彼は管財人として、ワクフにとって適切かつ有利であるように収入と支出 (jam' va kharj) を行なう権利を持ち、誰も彼の存命中その行為について質問し、或いは、小作に出すこと (jiah dadan) ・生産を信託に置くこと (e-amani 'amal kardan) ・土地生産物の販売・徴収 (jam' avari) ・改良・繁栄 (abadi) などについてワクフの出来事に干渉することを許されない。三、監査役職は、文書一と同じ二人の娘が持ち、その没後は、各家系の最年長の男子が二名で監査役となる。男子がいない時には、女子がそれに就く。四、一方の家系が消滅した時には他方の家系が二名の監査役を出す。両

家系とも消滅した時は、設定者のその他の子孫のうち最近親者が監査役に就く。五、全子孫が消滅した時には、P市の第一級の人物 (avval shakhs) と最高裁判所検事 (dadsigah-e devan-e keshvar) とが監査役となる。六、設定者没後管財人の給与は月額二、〇〇〇リアル、二名の監査役のそれは各三、〇〇〇リアル、最高裁判所のそれは一、〇〇〇リアルとする。七、ワクフの管理・運営は管財人と両監査役の全員一致或いは多数決によって決められる。⁽³⁾

図書館の敷地を別個のワクフとして設定した文書三では、簡単に、設定者の存命中は彼が管財人となり、没後は彼の妻がなり、その死後聖廟の副管財人がそれを兼ね、そして監査役については文書一の規定と同じとすると定めて⁽⁴⁾いる。

次いで二〇項目の土地財産と五項目の店舗等をワクフとした文書二でも、設定者⁽¹⁾初代管財人に関する規定は文書四のそれとほぼ同様であり、彼はワクフの収入・支出を管理・決定する絶対的権利を持つが、特にワクフ財産の改良のための支出が強調されている。その没後、聖廟の副管財人がこのワクフの管財人を兼ねることも、既

存のワクフと同じである。同様に、設定者の二人の娘とその子孫が監査役となるが、文書四と異なる点の一つは、二人の娘の子孫が絶滅した場合、文書四では設定者の子孫(設定者には五人の子供がいた)のうちの最近親者がこれに就くとあったのに対し、文書二では、設定者の兄弟N氏の子孫が、年齢と能力に応じ、また男子優先で、監査役となり、そして、M氏とN氏の両方の家系が消滅した時には、彼らの親戚の中で、最近親者・年長・能力・男子優先の原則で監査役となること規定されていることである。文書四に比べて文書二の方が、一方で、最高裁検事が落ち、他方で監査役有資格者の範囲が格段に広げられている。そして親戚が絶滅した場合に、聖廟の副管財人がこのワクフの監査役を兼ねるとされている。第二の相違点は、設定者没後の管財人に対する監査役の承認者の (mutasharraf) 役割が強調されていることであり、「上記の監査役たちによる監査は承認者のなものである。すなわち、上に述べられた収入、支出、その他すべての事柄において、監査役たちの同意が必要である。ただし、意見の一致が存在しない場合には、多数の意見に基づいて管理が行なわれる」として、監査役の同意が特に強調

されている。第三の相違点は、管財人と監査役の報酬が、文書四では一定金額であったのに対し、このワクフでは、純収益の一分割 (yalk 'ushr) とされ、そして、それを三人で均分することと定められていることである。⁽⁶⁾

三項目の用水権と付属財産をワクフとして設定した文書五は後で検討することにする。六項目の土地財産をワクフとした文書六においては、設定者がその存命中管財人となる点は既存のワクフと同じであるが、ここでは何故かその没後の管財人に関する規定がない。他方で、ここでは、設定者の存命中、ワクフにとって有利であるならば、彼は、六項目の財産のうち私有のままにされたもう半分を持っている自分の甥や姪 (N氏の子供) と財産の交換をすることが出来ると定められている。また、監査役については、ここでもはっきりと「承認者の監査役」と記され、他のワクフと同じく、設定者の二人の娘がこれに就き、その子孫がこれを継承するとされている。しかし、これらが絶滅した時には、単に聖廟の副管財人が監査役を兼ねると定められ、文書二はいうまでもなく、文書四よりも、有資格者の範囲が狭くなっている。また、ここでも、意見の一致を見ない時には、多数決によって

ワクフの運営が行なわれると定められている。そしてこのワクフでも管財人・監査役の報酬は、納税後の収益の一割とされている。⁽⁷⁾

一五項目の土地財産をワクフとして設定した文書七でも、他の文書と同じく、設定者の存命中は彼が管財人となり、ワクフの収入・支出について絶対的な権利を持つこと、その没後は、聖廟の管財人がこのワクフの管財人を兼ねることが決められている。これに対して、監査役については、「承認者的」という形容詞が落ちて、単に監査役と記されているほか、先の二人の娘のうち年長の方が一人だけ監査役に指名されており、その没後は、年長・能力・男子優先の原則でその子供が継承し、男子がいなければ女子が継ぎ、この家系が消滅した時には、設定者の近親者が近親の順にこれに就き、そして一族が消滅した時に、P市の第一級の人物 (avval shakhs) が監査役となる、と規定されている。そして、管財人・監査役の報酬は、このワクフの純収益の三パーセントとされ、それを一対二の割合で分けることが定められている。⁽⁸⁾

ワクフの設定者が存命中は、彼が管財人となり、ワク

フの管理・運営を彼の気のすむように、いわば専断的に取りしきり、そしてその没後は、管財権を彼の子供や子孫にではなく、聖廟の管財人或いは副管財人に譲り渡すということとは、これらのワクフが図書館或いは病院を媒介として、この聖廟に寄進されたものであること、そして聖廟の管財人・副管財人というのはいずれにせよワクフ管理の専門家であったに違いないこと、を考え合わせれば理解出来ることである。

これに対して、ワクフ運営の監査権だけはこれをあくまでも同族の手中に留めようとしたのは何故であろうか。子孫のうち、ごく限られた数名に対してであれ、何がしかの持続的收入を確保しておきたいとする私家的配慮もあったことは否定出来ない。先に紹介した文書二のワクフの収益の使途の中に、設定者の子供五名のうち、ワクフの管理に参加しない三名に対して、存命中各五、〇〇リアルを支給するとされていることから、この点は判る。しかしながら若しもかかる私家的考慮が優越していたとするならば、それは、前節で検討されたワクフ設定の目的や動機と矛盾するであろう。一方で、私財を放棄してワクフを設定し、公共善に奉仕しようとする行

為と、他方で、ワクフ運営の監査権をあくまでも子供や子孫の手中に留めようとするとはどのように関連するのであろうか。

- (1) 前掲ラトーン著、岡崎訳『スルミアの地主と農民』二七—三八ページ。
 (2) *Vaqfnameh*, pp. 8—9; tr. pp. 7—8.
 (3) *Ibid.*, pp. 26—27, 29; tr. pp. 21—22, 24.
 (4) *Ibid.*, pp. 22—23; tr. p. 19.
 (5) *Ibid.*, p. 16. "nazārat-e nāzarīn-e marqūm istiṣwābi ast ya'ni dar kuliyah amūr az dākhl va khārij vaḡhāne be-sharḥ-e bālā taṣwiyat-e nāzarīn shart ast va dar sūratī ke dar amūr ittīfāq-e ālā' ḥāsil na-shvad ra'y-ye akḡariyat manāf-e 'amal khwāhad bād."
 (6) *Ibid.*, pp. 15—16, 20 (mugarrāt-e mukhtalife 6); tr. pp. 12—13, 17.
 (7) *Ibid.*, pp. 36—37 (shurtū 1, 4, 6, 7); tr. pp. 29—30.
 (8) *Ibid.*, pp. 42—43 (shurtū 3, 4, 5); tr. pp. 34—35.

三 結 語

前節で検討された六つのワクフでは、設定者の子孫が
 続く限り、監査権はその手中に留まると規定された。と

ころが、監査権がワクフ設定者の子供や子孫にではなく、いわば全くの他人に渡された事例が一つある。それは三項目の水利施設とその付属財をワクフとして設定した文書五の事例である。ここでも、ワクフ設定者の存命中は、彼が管財人となり、ワクフの収入・支出についていわば絶対的な管理権を持つこと、そして没後は聖廟の管財人がこのワクフの管財人を兼ねることは、他のワクフと同様である。しかしここでは、二人の「承認者の監査役」として「トルバンテ・ジャーム町の住民のうち信頼出来る人物で、一人はスニー派から、他の一人はミーア派か^①」(do nafar az nu'tamādh-e ahl-e maḡal—Torbat-e jān—yaki az qesmat-e ahl-e tasanon va degarī az qesmat-e sh'ra) と定められている。どうしてこのような違いがあるのであろうか。

その理由として、ここで対象とされるワクフ群の中では、このワクフは五〇万リアルと評価され、最も規模の小さなものであったことが思い出されるかも知れない。しかし、文書七のワクフも五〇万リアルと評価されているのに、そこでは娘一名が監査役に指名されていることを考えると、右の理由は必ずしも説得的ではない。むしろ

ろ、既に述べたように、このワクフの受益者はこの町の全住民であると特定されており、そして近郊に建てられる病院の利用のほかに、ワクフの水の一定単位は、この町の全住民の飲用水として認められていたこと、それ故に、この町の全住民は、このワクフの正常な管理・運営について、受益者として直接に恒常的な利害関係を持っていたことが重要だと思われる。従って、かかる住民の中から「信頼出る人物」を二名、しかも潜在的には対立関係を内包している二つの宗派のそれぞれから一名ずつを選んで、これに「承認者の監査役」の責任を負わせれば、ワクフ設定者の没後も管財人のワクフ運営を十分に牽制出来ると考えられたのであろう。

これに比べて、他のワクフの受益者は、図書館および病院の不特定多数の利用者であって、彼らは、六つに区分されたワクフのそれぞれについて、その正常な運営に恒常的で直接的な関心を持ち得ない人々である。このようなワクフの運営について、その監査を委託するために信頼出来る他人を恒久的に見出すことは、全く困難なことと思われたに違いない。従って、これら六つのワクフについては、その監査権を、誰か他人に委せるよりは、

あくまでも自分の子供や血縁者に続けさせる方が、ワクフの設定者にとっては遙かに安心のゆくことであつたであろう。監査役に初めて、「承認者の」という条件を加え、この点を特に強調し、そして監査職の有資格者の範囲を特に拡大してすべての親類縁者にまで拡げた文書二のワクフが、価値一、〇〇〇万リアルと評価され、これらワクフ群の中では抜群の規模のものであつたことも、この点との関連で意味がある。

反面から言えば、序言でも述べたように、この国の歴史において、公共善を目的として設定されたワクフが、後代になると管財人その他によってその目的を変更され、私物化された事例は数多くあつた。そして、実際、ここで対象としているワクフ群の設定者M氏が最も恐れられたのもまさにこのことであつた。聖廟の管財人或いは副管財人という社会的に大きな責任を持つ人物を後継の管財人として指名しても、である。この恐れのために、M氏は、自己の設定したワクフ群の監査権を自分の血縁者に残そうと決めたほかに、イランのワクフ設定者の中でも恐らくは異例と思えるほどの措置を講じた。すなわち、これらワクフの設定文書を一冊にまとめて印刷に付し、非売

品ではあるが世に公表するという措置である。公表の理由を記した文書の冒頭に彼は次のように述べている。

「恐らく時の経過と共に、……聖廟……に捧げられたワクフ設定書等の諸原則が放棄され、そして神はお望みでないとしても、今後の管財人たちが諸条件や支出方法を変更させるだろうことを、私はしばしば恐れていた。そして諸原則とすべての文書は聖廟に捧げられ、誰もそれらについて知らなかったもので、私は、今日まで正規の手続きを経て聖廟に提出され、ワクフの定式に従って読み上げられ、ワクフの所有に帰し、今日もワクフに所有されているすべてのワクフ設定書を印刷し、公衆に示そうと決意した。そうすることによって、すべての人がそれらについて知り、将来変更や修正からそれらを守り、また慈善の贈り物とするような(？)誤まちを犯さないために、である。」⁽²⁾

こうして、一方で公共善を志向するワクフを設定しながら、他方でその監査権を末永く子供や血縁者に残そうとしたのは、一部の子孫に多少の持続的な所得を確保しようとする些細な配慮からだけではなかった。そのような措置を講ずることによってワクフの恒久化を希求した

からであり、そしてまた設定者の理解した当時のイラン社会の環境がかかる措置を必要とさせたのであった、と言えるようである。

ワクフとして寄進された農村地帯に病院を建設し、ワクフ農場で働く農民を主として、近隣の人々に対しても、費用免除を含む医療サービスを提供することは、疑いもなく公共善に寄与することである。しかし同時に、これらのワクフ設定書を一読して注目されることの一つは、寄進された農場で働く農民の状態や耕作条件に言及することが甚だ乏しいということである。管財人が、農地を小作 (Tijrah) に出すことが時折り述べられているだけである。イランの「慈善ワクフ」が一般にそうであったように⁽³⁾、このワクフでも、管財人と農民との間で、私的地主の所有地に見られたような伝統的な地主・小作関係が続いたのかも知れない。土地・水・機具・種子・労働の生産五要素の拠出分に応じて生産物を分けるといふあの制度である。

いずれにせよ、一九六二年から本格的に始められたイランの農地改革は、主として民間の地主・小作関係を解

消し、自営農民を創出することを目標としたものであったが、漸次改革の手はワクフにも及んだ。一九六三年に個人ワクフの土地はこれを国家が買い上げ、小作農民に売却するという措置がとられたが、公共ワクフについては、小作農民は九九年間の小作権を認められ、小作料も五年置きにワクフ管財人と小作人とが協議して決めることが法定された。⁽⁴⁾ 次いで一九七一年四月公共ワクフの農地を小作農民に譲渡させる法律が作られ、ワクフ当局は、一定の価格で土地を小作農民に売却し、その代金を以って農地以外の財産を購入すべきこととなった。これによって同年一二月までに一、五二七の農村・農場が四七、〇六三戸の農家に売却されたと報告されている。⁽⁵⁾ このような立法措置が、ワクフの管理・運営にどのような影響を及ぼしているのか明らかではないが、ワクフ設定者たちが予想もしなかったような時代の大きな波がワクフにも押し寄せて来たことは否定出来ない。

- (1) *Vaqfنامه*, p. 32 (Taniyat); tr. p. 26.
 (2) *Ibid.*, p. 45. "Pārhā andeshesh mikardam ke shāyad

be-murūre duhar usūl-e vaqfānehāi taqdīmi be-
 'atabe-ye 'arsh-e darīe-ye 'alīyah-ye rażāye……az miyān
 be-rayad va yā khudāi na-khwāsteh mutavallīān-e
 ba'adi shurtū va masārif-rā taghyr dahand va chin
 usūl va kullīyah asnād be-āsītāneh-ye muqaddasch
 taqdīm va kasi-rā bar ānhā vaqfī neh bar ān shodam
 ke tamām vaqfānehāi ke tā in tārih dar muhāzīr-e
 rasmiyeh-ye tanzīm va taqdīm-e āsitāneh shudeh va
 siḡheh-ye vaqfī jāri gushteh va be-tasarraf-e vaqfī dar
 āmadeh aknūn niz dar tasarruf-e vaqfī asti chap kardedh
 dar dastiras-e 'umūm guzāram tā hameh bar ānhā
 vāgef va dar ātiyeh az taghyr va tabdīl muḡūn-e
 ānhā niz az baḡl-e musa'adat diregh na-varzand."

- (3) 前掲ラトマン著『岡崎訳『ペルシヤの地主と農民』二
 四〇ページ。
 (4) D. R. Denman, *The King's Vista*, op. cit., pp.
 131—32.
 (5) *Echo of Iran, Iran Almanac 1972*, Tehran, 1972,
 p. 796.

(一九七七・六・一五脱稿)
 (一橋大学教授)